

宮 城 県 公 報

令和 8 年 8 月 28 日（金）
定期第 726 号

目 次

告示

- 知事指定薬物の指定の失効（薬務課）
- 県営土地改良事業計画の縦覧（農村振興課）
- 県営土地改良事業換地計画の縦覧（農村整備課）
- 保安林の指定の解除（森林整備課）
- 宮城県加美農業高等学校の農産物の販売に係る物品受払代金の徴収事務の委託（3 件）（教育庁高校財務・就学支援室）
- 宮城県小牛田農林高等学校の農産物の販売に係る物品受払代金の徴収事務の委託（3 件）（同）
- 宮城県登米総合産業高等学校の農産物等の販売に係る物品受払代金の徴収事務の委託（同）
- 宮城県南郷高等学校の農産物等の販売に係る物品受払代金の徴収事務の委託（同）
- 宮城県農業高等学校の農産物等の販売に係る物品受払代金の徴収事務の委託（5 件）（同）

公告

- 開発行為に関する工事の完了（建築宅地課）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（契約課）

教育委員会

- 教育委員会定例会の開催（教育庁総務課）

公安委員会

- 道路交通法第 51 条の 13 第 1 項第 1 号イに規定する駐車監視員資格者講習の実施について（警察本部交通指導課）

宮城海区漁業調整委員会

- 秋さけ固定式刺し網漁業の制限（宮城海区漁業調整委員会事務局）

宮城県告示第606号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年宮城県条例第69号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定の効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年8月28日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 失効する知事指定薬物の名称

(1) (8R)-N, N-ジエチル-1-フェロセノイル-6-メチル-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類（通称名：1 F e - L S D）

(2) N-〔2-（5-メトキシ-1H-インドール-3-イル）エチル〕-2-メチルプロパン-1-アミン及びその塩類（通称名：5-Me O - N i B T、5-Me O - i B T）

2 失効の理由

当該知事指定薬物が、条例第2条第5号に掲げる薬物に指定されるに至ったため

3 指定の効力が失われる日

令和8年8月28日

宮城県告示第607号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営高松地区土地改良事業（区画整理事業）計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第6項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和8年8月28日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和8年8月28日から令和8年9月30日まで
- 3 縦覧場所
東松島市役所及び鳴瀬庁舎

宮城県告示第 608 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 1 項の規定により県営土地改良事業葉坂地区の換地計画を定めたので、同条第 4 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第 89 条の 2 第 4 項で準用する同法第 87 条第 6 項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和 8 年 8 月 28 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 8 年 8 月 31 日から令和 8 年 10 月 1 日まで
- 3 縦覧場所
柴田町役場

宮城県告示第609号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和 8 年 8 月 28 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 解除に係る保安林の所在場所
 石巻市鮎川浜駒ヶ峯 1 番 8
- 2 保安林として指定された目的
 魚つき
- 3 解除の理由
 指定理由の消滅

宮城県告示第 610 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 28 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
仙台市宮城野区扇町 6 丁目 3 番 6 号
仙台中央食肉卸売市場株式会社
加美郡色麻町四竈字柊木町 14 番地の 1
加美よつば農業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
宮城県加美農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 3 日
- 4 委託年月日
令和 8 年 3 月 24 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

宮城県告示第 611 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 28 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
仙台市青葉区上杉 1 丁目 2 番 16 号
全国農業協同組合連合会宮城県本部
加美郡色麻町四竈字柊木町 14 番地の 1
加美よつば農業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
宮城県加美農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金
- 3 指定年月日
令和 8 年 3 月 24 日
- 4 委託年月日
令和 8 年 3 月 24 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

宮城県告示第 612 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 28 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
大崎市古川狐塚字西田 30 番地
株式会社古川青果地方卸売市場
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
宮城県加美農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 3 日
- 4 委託年月日
令和 8 年 3 月 24 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

宮城県告示第 613 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 28 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
神奈川県横浜市港北区新横浜 3 丁目 2 番 3 号
J A 全農 A コープ株式会社
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
宮城県小牛田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 17 日
- 4 委託年月日
令和 8 年 3 月 31 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

宮城県告示第 614 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 28 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
大崎市田尻小塩字八ツ沢 1
特定非営利活動法人 安心市場さくらっこ
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
宮城県小牛田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金
- 3 指定年月日
令和 8 年 3 月 24 日
- 4 委託年月日
令和 8 年 3 月 27 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

宮城県告示第 615 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 28 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
仙台市青葉区上杉 1 丁目 2 番 16 号 全国農業協同組合連合会宮城県本部
栗原市築館字照越大ケ原 43 番地 1 新みやぎ農業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
宮城県小牛田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 17 日 （全国農業協同組合連合会宮城県本部）
令和 8 年 2 月 4 日 （新みやぎ農業協同組合）
- 4 委託年月日
令和 8 年 3 月 30 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

宮城県告示第 616 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 28 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
仙台市青葉区上杉 1 丁目 2 番 16 号
全国農業協同組合連合会宮城県本部
登米市中田町石森字駒牽 265 番地 1
みやぎ登米農業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
宮城県登米総合産業高等学校の農産物等のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金
- 3 指定年月日
令和 8 年 3 月 20 日
- 4 委託年月日
令和 8 年 3 月 30 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

宮城県告示第 617 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 28 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
遠田郡美里町練牛字 6 号 12 番地
有限会社花野果市場
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
宮城県南郷高等学校の農産物等の販売に係る物品売払代金
- 3 指定年月日
令和 8 年 3 月 6 日
- 4 委託年月日
令和 8 年 3 月 10 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

宮城県告示第 618 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 28 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
仙台市青葉区錦町 1 丁目 6 番 25 号
宮城県酪農農業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
宮城県農業高等学校の生乳の販売に係る物品売払代金
- 3 指定年月日
令和 8 年 3 月 26 日
- 4 委託年月日
令和 8 年 3 月 31 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

宮城県告示第 619 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 28 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
仙台市青葉区上杉 1 丁目 2 番 16 号
全国農業協同組合連合会宮城県本部
亶理郡亶理町逢隈上郡字山入 30 番地 2
穴戸畜産
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
宮城県農業高等学校の家畜の販売に係る物品売払代金
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 17 日
- 4 委託年月日
令和 8 年 3 月 30 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

宮城県告示第 620 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 28 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
仙台市青葉区上杉 1 丁目 2 番 16 号
全国農業協同組合連合会宮城県本部
仙台市宮城野区新田東 2 丁目 15 番地 2
仙台農業協同組合
亶理郡亶理町逢隈上郡字山入 30 番地 2
穴戸畜産
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
宮城県農業高等学校の家畜の販売に係る物品売払代金
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 17 日
- 4 委託年月日
令和 8 年 3 月 30 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

宮城県告示第 621 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 28 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
仙台市青葉区上杉 1 丁目 2 番 16 号
全国農業協同組合連合会宮城県本部
仙台市宮城野区新田東 2 丁目 15 番地 2
仙台農業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
宮城県農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 17 日
- 4 委託年月日
令和 8 年 3 月 30 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

宮城県告示第 622 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 28 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
仙台市宮城野区扇町 6 丁目 3 番 6 号
仙台中央食肉卸売市場株式会社
仙台市宮城野区新田東 2 丁目 15 番地 2
仙台農業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
宮城県農業高等学校の食肉の販売に係る物品売払代金
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 17 日
- 4 委託年月日
令和 8 年 3 月 27 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 8 年 8 月 28 日

	宮城県知事 村 井 嘉 浩
1 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	登米市中田町石森字室木 53 番 1、57 番 1、57 番 2、 57 番 5、58 番 2、58 番 3、367 番 10、57 番 1 地先の 水の一部
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	登米市中田町石森字越戸 127 番 4 登米市迫町佐沼字梅ノ木五丁目 5 番地の 5 株式会社シンセイ

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和 8 年 8 月 28 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

流体C A Eシステム 一式

(2) 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 令和 9 年 3 月 19 日（金）

(4) 納入場所 宮城県産業技術総合センター

（宮城県仙台市泉区明通二丁目 2 番地）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

(3) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(4) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(6) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

(7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月 1 日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」

という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- (8) 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話 022-211-3335）へ令和8年9月10日（木）午後5時までに提出すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムの利用

ア 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

イ 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

- (2) 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県出納局契約課物品班（担当 福地 美奈 電話 022-211-3333）

- (3) 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和8年9月10日（木）まで（2）あて申し出ること。

(4) 一般競争入札参加資格審査

ア システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和8年9月10日（木）午前9時から令和8年9月24日（木）午後5時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

イ 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和8年9月24日（木）午後5時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ウ 開札日までの間において、ア又はイにおいて提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札書の提出期限等

ア システムを用いて入札する場合

入札期間 令和8年9月28日（月）午前9時から令和8年10月6日（火）午後5時まで

イ 書面により入札書を提出する場合

(7) 日時 令和8年10月6日（火）午後5時

(4) 場所 (2)に同じ

(ウ) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便により（ア）の日時までに到達するよう提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、（６）の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(エ) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(6) 開札の日時及び場所

令和 8 年 10 月 7 日（水）午前 10 時

宮城県行政庁舎 10 階入札室

4 入札に参加することができない者 2 に定める資格を有しない者

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 財務規則（昭和 39 年宮城県規則第 7 号）第 97 条及び第 98 条の規定による。

(3) 契約保証金 財務規則第 113 条及び第 114 条の規定による。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

(5) 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) この契約は、電子契約を選択することができる。

(9) 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

(10) 詳細は、入札説明書による。

6 概要

Summary

1. **Nature and Quantity of the Items to be Procured:** Fluid CAE system (1 set)

2. **Deadline for Delivery:** March 19, 2027 (Fri.)

3. **Place of Delivery:** Industrial Technology Institute, Miyagi Prefectural Government

4. **Deadline for Bid Submission:** October 6, 2026 (Tue.), 5:00 P.M.

5. **Contact Information:** Mina Fukuchi, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government

3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570

TEL.: 022-211-3333

6. **Language and Currency Used in Contract Procedures:** Japanese and Japanese yen only.

宮城県教育委員会告示第9号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和8年8月28日

宮城県教育委員会

教育長 小 野 寺 邦 貢

1 日 時 令和8年9月2日 午後1時30分

2 場 所 教育委員会会議室

3 事件

第1号議案 教育功績者表彰について

第2号議案 宮城県教育委員会指定管理者選定委員会委員の人事について

第3号議案 教育委員会規則の改廃について

4 傍聴者の定員

12人

5 傍聴手続

（1） 傍聴希望の受付は、会議開会30分前から10分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

（2） 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

6 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県教育庁総務課総務班（電話022-211-3611）

宮城県公安委員会告示第83号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 13 第 1 項第 1 号イに規定する駐車監視員資格者講習について、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成 16 年国家公安委員会規則第 23 号）第 6 条の規定により、次のとおり実施する。

令和 8 年 8 月 28 日

宮城県公安委員会

1 実施日時

(1) 講習

令和 8 年 11 月 25 日（水）及び同月 26 日（木） 各日午前 9 時 00 分から午後 5 時 15 分まで

(2) 修了考査

令和 8 年 12 月 3 日（木） 午前 9 時 10 分から午前 10 時 10 分まで

2 実施場所

仙台市青葉区本町 2 丁目 12 番 7 号 ハーネル仙台

3 駐車監視員資格者講習の受講手續

(1) 申込書類等

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書 1 通

駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）は、宮城県警察ホームページからダウンロードまたは宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係で配布

イ 写真 1 枚

申込前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルのもの

(2) 申込期間

令和 8 年 10 月 1 日（木）から同月 30 日（金）の午前 9 時から午後 5 時までの間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(3) 申込先

〒980-8410

仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号

宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

(4) 受講定員

20 名（先着順）

(5) 申込方法

ア 受講申込書を前記(3)の申込先に直接提出または郵送（令和 8 年 10 月 30 日消印有効）

イ 警察行政サイトを利用したオンライン申請

(6) 手数料

20,000 円

手数料は、事前に県庁（1 階パスポートセンター）、県合同庁舎及び一部の保健福祉事務所に設置されたセルフレジで 20,000 円を支払い、セルフレジから発行されたレシート（提出用）を受講申込書に添付すること。

なお、受講手数料は、申込書類の受付後は返却しない。

4 合格発表

駐車監視員資格者講習修了考査終了後、当該会場において、合格者の受講番号を掲示する。

当日、合格者には駐車監視員資格者講習修了証明書を交付し、駐車監視員資格者証の交付申請手續について教示する。

5 その他

- (1) 駐車監視員資格者講習は、道路交通法第 51 条の 13 第 1 項の駐車監視員資格者証の交付を受けるための講習であり、2 日間（14 時間）の講習を受講後、修了考査（1 時間）に合格した者に対して駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。
 - (2) 駐車監視員資格者証の交付を申請しようとする者は、当該申請に係る交付手数料（9,900 円）が別途必要である。
 - (3) 駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、道路交通法第 51 条の 13 第 1 項第 2 号に掲げるいずれかの事項に該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができない。
 - (4) 駐車監視員資格者証の交付を受けても、道路交通法第 51 条の 8 第 1 項に規定する確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、駐車監視員として活動できない。
- 6 受講に関する問合せ先
宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係
電話 022-221-7171 内線 5143

宮城海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、石巻市網地島濤波岐崎正東の線以北の宮城県地先海面（共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。）において、10トン未満の漁船を使用して行う秋さけ固定式刺し網漁業（以下「さけ固定式刺し網漁業」という。）の操業については、次のとおり制限する。

令和8年8月28日

宮城海区漁業調整委員会
会 長 尾 定 誠

1 制限期間

令和8年9月1日から令和9年1月31日まで

2 操業区域

気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島濤波岐崎正東の線以北における、水深140メートル以浅の水域

3 漁業時期

令和8年9月25日から同年11月20日まで。ただし、宮城海区漁業調整委員会指示によるさけ採捕の制限による期間を除く。

4 操業の承認

規制区域においてさけ固定式刺し網漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙秋さけ固定式刺し網漁業承認事務取扱要領の定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

5 承認隻数

承認の隻数の上限は、106隻とする。

6 承認の対象者

承認の対象者は、漁業法その他関連法令に抵触しない者であって、漁業調整上特に支障がなく、かつ、さけの特性を認識し、さけ増殖事業に協力する次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）令和7年度において、さけ固定式刺し網漁業の承認を受けた者。

（2）令和8年度から新規に着業し、承認を受けようとする者。ただし、承認に係る隻数は5で定める承認隻数から前号の対象者の承認数を除いた数以内とする。

7 操業の条件

（1）操業の承認を受けた者（以下「操業者」という）は、操業する際、委員会が交付する秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証を操業者の漁船に備え付けなければならない。

（2）操業者は、操業期間中、別に定める標識を、操業者の漁船の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。

（3）敷設できる漁具の総延長は、3キロメートル以内とし、2張を超えて敷設してはならない。

（4）漁具を2張敷設する場合は、並列に敷設してはならない。

（5）漁具の敷設開始時間は午前4時以降とし、揚網開始時間は同日午前8時（南三陸町末ノ崎の正東線以北の海域にあっては、同日午前9時）とする。ただし、水深125メートル以浅に敷設する場合を除く。

（6）漁具の敷設回数は、1日1回とする。

（7）漁具は、東方向（真方位90度）に敷設しなければならない。

（8）漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、水深125メートル以浅に敷設する場合はこの限りでない。

（9）漁具を揚網する場合は、原則として沖側から開始しなければならない。

（10）漁具の両端には、宮城県漁業調整規則（令和2年宮城県規則第103号）第60条第1項に規定する標識をしなければならない。

（11）さけ固定式刺し網漁船は、沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域においては、連絡当番船

を介し、無線又は船舶電話により連絡し、トラブル回避に努めなければならない。

(12) 漁業時期終了後は、1 か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

8 承認の取り消し

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

(別紙)

秋さけ固定式刺し網漁業承認事務取扱要領

(操業の承認申請)

第1 秋さけ固定式刺し網漁業の制限（令和8年宮城海区漁業調整委員会指示第1号。） 4の承認を受けようとする者は、秋さけ固定式刺し網漁業操業承認申請書（様式第1号。以下「承認申請書」という。）を宮城海区漁業調整委員会（仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県水産林政部水産業振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 承認申請書の受理期間は、委員会指示の翌日から令和8年9月2日までとする。

3 承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 漁船原簿謄本

(2) 年間事業計画書（様式第2号）

(3) 委員会指示6の(2)に該当する場合は、申請調書（様式第3号）

(4) 所属漁業協同組合支所運営委員長又は代表理事組合長の副申書

(5) 親子間での借用及び宮城県共同利用漁船復旧対策事業により建造した漁船で申請する場合は船舶使用承諾書（様式第4号）

(6) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

4 承認申請書は、申請者の所属する漁業協同組合が取りまとめ、秋さけ固定式刺し網漁業操業承認申請一覧表（様式第5号）を添えて、提出するものとする。

(操業承認証の交付)

第2 委員会は、操業の承認をしたときは、申請者の所在地を管轄する地方振興事務所（以下「地方振興事務所」という。）を通じ、漁船（漁ろう装置、漁網を含む。）を確認の上、秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証（様式第6号。以下「承認証」という。）を申請者に交付する。

場 所	住 所
宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部	塩竈市新浜町1丁目9番1号 電話 022-366-1231
宮城県東部地方振興事務所水産漁港部	石巻市あゆみ野5丁目7番地 宮城県石巻合同庁舎 電話 0225-95-1473
宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部	気仙沼市赤岩杉ノ沢47番地6 宮城県気仙沼合同庁舎 電話 0226-22-6851

2 承認証の交付を受けようとする者は、あらかじめ地方振興事務所に連絡の上、その指示を受けなければならない。

(承認証の書換交付)

第3 操業の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証書換交付申請書（様式第7号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

2 前項の申請は、第1の3の規定を準用する。

(承認証の再交付)

第4 操業の承認を受けた者は、承認証を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証再交付申請書(様式第8号)を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

(船体の標識)

第5 委員会指示7の2の別に定める標識は、様式第9号とする。

(漁獲成績報告書)

第6 委員会指示7の12の漁獲成績報告書は、様式第10号とする。

2 前項の漁獲成績報告書には、操業期間中に宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を確認できる書類(水揚げ仕切書等の写し)を添付するものとする。

(承認申請書等の経由)

第7 第1、第3、第4及び第6の規定による申請又は報告は、地方振興事務所を経由して行うものとする。

(様式第 1 号)

秋さけ固定式刺し網漁業操業承認申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名

秋さけ固定式刺し網漁業の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 漁業時期 令和 8 年 9 月 2 5 日から同年 1 1 月 2 0 日まで
- 2 操業区域 気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島濤波岐崎正東の線以北における、水深 1 4 0 メートル以浅の水域。ただし、共同漁業権区域を除く。
- 3 使用船舶
- (1) 船 名 丸
- (2) 漁船登録番号
- (3) 総 ト ン 数 トン
- (4) 推進機関の種類及び馬力数

4 漁具の規模

k m	×	張り	=	k m
k m	×	張り	=	k m
		合計	張り	k m

5 申請理由

(A 4 縦)

(様式第2号)

年 間 事 業 計 画 書

船 名 丸 氏 名

漁業種類 区 分		漁業	漁業	漁業	合 計
漁 獲 物 の 種 類					
操 業 期 間					
操 業 日 数 (日)					
航 海 数(回)					
漁獲予想数量 (k g)					
漁獲予想金額 (円)					
乗 組 員(人)					
所 要 経 費 (円)	人 件 費				
	燃 料 費				
	費				
	費				
	合 計				

(A 4 縦)

(様式第3号)

申 請 調 書

住 所				
氏 名				
生年月日		年 齢	歳	
漁業形態	1 : 漁船漁業専業 2 : 養殖との兼業 3 : 養殖専業 4 : 漁業以外との兼業 ※該当する番号に○印をお願いします。			
漁業従事年数				
使 用 漁 船	船 名		漁船登録 番 号	MG -
	推進機関の種類 及び 馬 力 数	(kW・PS)	総トン数	トン
年間操業実績				
NO	漁業種類	操 業 期 間 (○月○旬～○月○旬)	水揚数量 (k g)	水揚金額 (千円)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
合 計				
※前年度（4月から翌年3月まで）における年間操業実績を記入願います。				

上記のとおり相違ないことを証します。

令和 年 月 日

漁業協同組合 代表理事組合長（支所運営委員長） 印
(A4 縦)

(様式第 4 号)

船舶使用承諾書

年 月 日

(漁船使用者)

住 所

氏 名

殿

(漁船所有者)

住 所

氏 名

秋さけ固定式刺し網漁業の操業について、下記のとおり漁船の使用を承諾します。

なお、この承諾によって、私が貴殿に代わり宮城海区漁業調整委員会の秋さけ固定式刺し網漁業の操業の承認を受けるものではありません。

記

- 1 承諾期間
- 2 船名及び漁船登録番号
- 3 総トン数
- 4 推進機関の種類及び馬力数

(A 4 縦)

秋さけ固定式刺し網漁業操業承認申請一覧表

嚴長會會長調業漁區海城宮

[illegible]

33

(様式第 6 号)

(表)

宮さけ第		号○
秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証		
住 所		
氏 名		
1 漁業時期	令和 8 年 9 月 2 5 日 から 令和 8 年 1 1 月 2 0 日 まで	
2 操業区域	気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島濤波岐崎 正東の線以北における、水深 1 4 0 メートル以浅の水域。 ただし、共同漁業権区域を除く。	
3 使用する船舶		
(1) 船 名	丸	
(2) 漁船登録番号		
(3) 総 ト ン 数	トン	
(4) 推進機関の種類及び馬力数		
4 操業の条件	裏面記載のとおり	
年 月 日		
宮城海区漁業調整委員会		
会 長		印

(A4縦)

操 業 の 条 件 (委員会指示第 7)

- 1 操業の承認を受けた者（以下「操業者」という。）は、操業する際、委員会が交付する秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証を操業者の漁船に備え付けなければならない。
- 2 操業者は、操業期間中、別に定める標識を、操業者の漁船の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。
- 3 敷設できる漁具の総延長は、3 キロメートル以内とし、2 張を超えて敷設してはならない。
- 4 漁具を 2 張敷設する場合は、並列に敷設してはならない。
- 5 漁具の敷設開始時間は午前 4 時以降とし、揚網開始時間は同日午前 8 時（南三陸町末ノ崎の正東線以北の海域にあっては、同日午前 9 時）とする。ただし、水深 1 2 5 メートル以浅に敷設する場合を除く。
- 6 漁具の敷設回数は、1 日 1 回とする。
- 7 漁具は、東方向（真方位 9 0 度）に敷設しなければならない。
- 8 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、水深 1 2 5 メートル以浅に敷設する場合はこの限りでない。
- 9 漁具を揚網する場合は、原則として沖側から開始しなければならない。
- 1 0 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則（令和 2 年宮城県規則第 1 0 3 号）第 6 0 条第 1 項に規定する標識をしなければならない。
- 1 1 さけ固定式刺し網漁船は、沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域においては、連絡当番船を介し、無線又は船舶電話により連絡し、トラブル回避に努めなければならない。
- 1 2 漁業時期終了後は、1 か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

承 認 の 取 り 消 し (委員会指示第 8)

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

(様式第 7 号)

秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証書換交付申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名

先に交付を受けた承認証の記載事項を次のとおり変更したいので、書換交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮さけ第 号
- 2 船 名 丸
- 3 書換する事項

項 目	書 換 前	書 換 後

- 4 書換を必要とする理由

(A 4 縦)

(様式第 8 号)

秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証再交付申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名

秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証を滅失（き損）したので、再交付を申請
します。

記

- | | | | |
|---|-----------|------|---|
| 1 | 承認番号 | 宮さけ第 | 号 |
| 2 | 船 名 | | 丸 |
| 3 | 滅失（き損）の理由 | | |

(A 4 縦)

(様式第 9 号)

宮さけ第	号○
------	----

- 1 文字及び数字（承認証番号）の大きさは 8 センチメートル以上とし、太さは 1.5 センチメートル以上とすること。
- 2 文字、数字（承認証番号）及び枠は、朱色とすること。
- 3 ○印には、所属漁協（宮城県漁業協同組合にあっては、所属支所）の頭文字を記入すること。

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

提出年月日： 年 月 日

所属漁協名		承認証番号	宮さけ第 号
氏 名		船 名	
乗組員数	人	総トン数	
刺網の 規 模	目 合： 寸 分 (cm) 総延長： m・使用反数： 反	漁船登録番号	MG ー
		推 進 機 関	電気点火・ジーゼル (○印をする)

年 月分

日	漁場 番号	水深 (m)	尾 数 (尾)			数 量 (kg)	金 額 (千円) ※税抜き	敷 設 時 間	揚 網 時 間	備 考 (漁模様、海況等を記入)
			オス	メス	合計					
1								:	:	
2								:	:	
3								:	:	
4								:	:	
5								:	:	
6								:	:	
7								:	:	
8								:	:	
9								:	:	
10								:	:	
旬計										
11								:	:	
12								:	:	
13								:	:	
14								:	:	
15								:	:	
16								:	:	
17								:	:	
18								:	:	
19								:	:	
20								:	:	
旬計										
21								:	:	
22								:	:	
23								:	:	
24								:	:	
25								:	:	
26								:	:	
27								:	:	
28								:	:	
29								:	:	
30								:	:	
31								:	:	
旬計										
合計										

【秋さけ固定式刺し網漁業に要した所要経費】

経 費 (千円)					経 費 合 計 (千円)
漁具費	燃料費	人件費	その他 ()	()	

※経費欄には、操業期間中に要した経費を記入する。